

## 6 当別町健康づくり計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康づくりに関する総合的な計画を策定するため、当別町健康づくり計画策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する15名以内の委員で構成する。

保健、医療及び福祉関係者(2名以内)

学識経験者(2名以内)

健康づくり推進に関わる組織の代表者(9名以内)

公募による委員(2名以内)

2 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

(会議)

第3条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。